

政令第四十号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う恩給給与規則の規定の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八条ノ二及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給給与規則の一部改正）

第一条 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条ノ十三第二項中「十八歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改め、同項ただし書を削る。

第十一条ノ三第二項中「十八歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改める。

第十一条ノ四第一項第一号中「診断書（加算ノ原因タルベキ子が十八歳以上ノ場合）又ハ」を「診断書及」に、「若ハ」を「又ハ」に、「二十歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改める。

第三十四条ノ二第四号中「十八歳以上」を「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う恩給給与規則の適用に関する経過措置)

第二条 次各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「成年ノ子」とあるのは、「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

一 民法の一部を改正する法律(次号及び附則第二項において「平成三十年民法改正法」という。)附則第五条第一項第一号又は第三号に掲げる子 恩給給与規則第二条ノ三第二項及び第三条ノ三第二項の規定

二 平成三十年民法改正法附則第五条第一項第二号に掲げる子 恩給給与規則第十条ノ十二第二項及び第十一条ノ二第二項の規定

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(恩給給与規則の一部改正に関する経過措置)

2 平成三十年民法改正法附則第二十条に規定する子に対する第一条の規定による改正後の恩給給与規則(以下この項において「新恩給給与規則」という。)第十条ノ十三第二項、第十一条ノ三第二項及び第十条ノ四第一項の規定の適用については、新恩給給与規則第十条ノ十三第二項中「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」とあるのは「十八歳以上」と、「添附スベシ」とあるのは「添附スベシ但シ当該子が二十歳未満ナル場合ニ於テハ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ」と、新恩給給与規則第十一条ノ三第二項中「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」とあるのは「十八歳以上」と、新恩給給与規則第十一条ノ四第一項第一号中「診断書及」とあるのは「診断書(加算ノ原因タルベキ子が十八歳以上ノ場合)又ハ」と、「又ハ」とあるのは「若ハ」と、「重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」とあるのは「二十歳以上」とする。

理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、恩給給与規則の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。